

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒ 人口流出の要因、U I J ターンの障がい

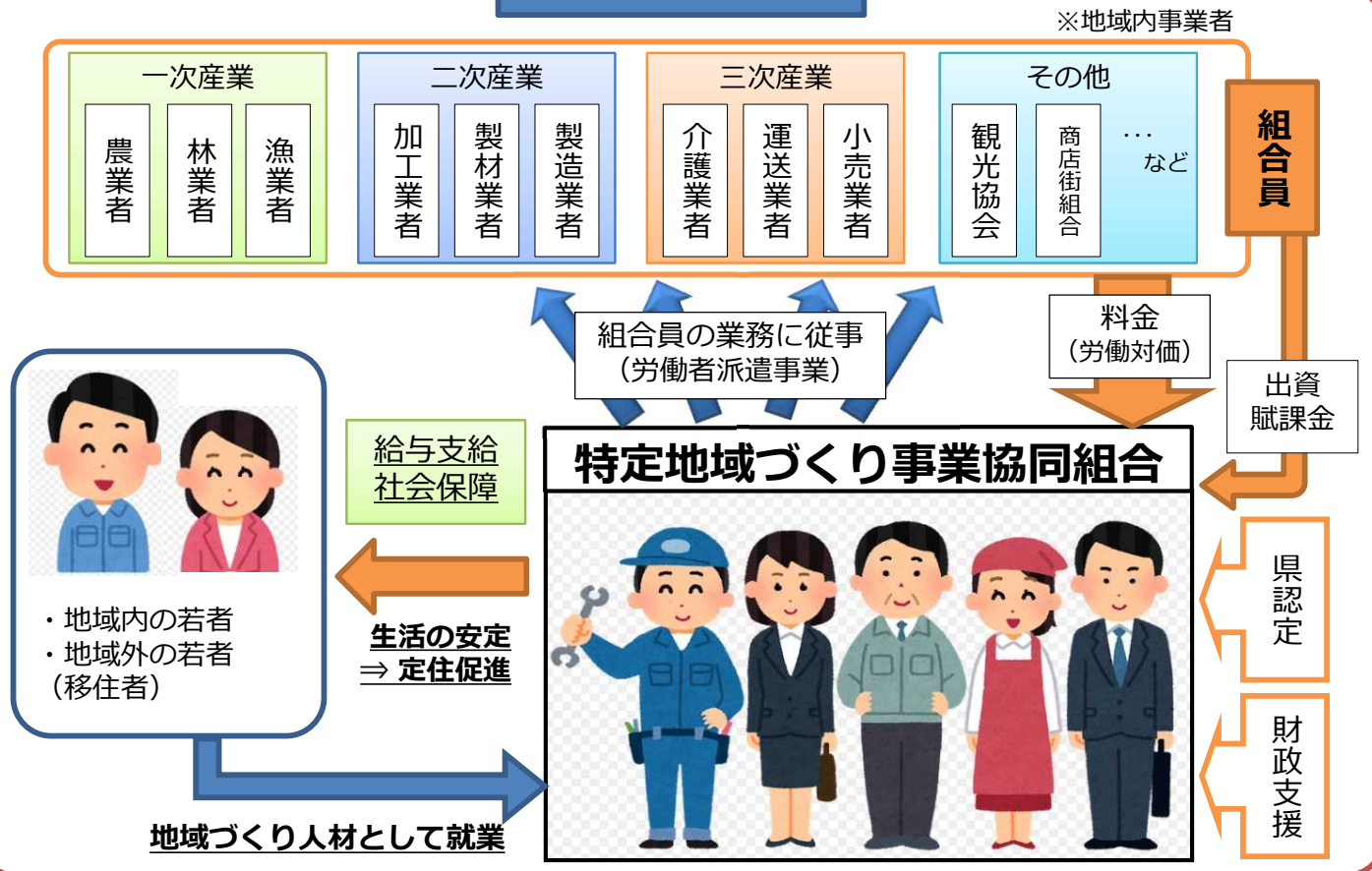
特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒ 地域の担い手を確保

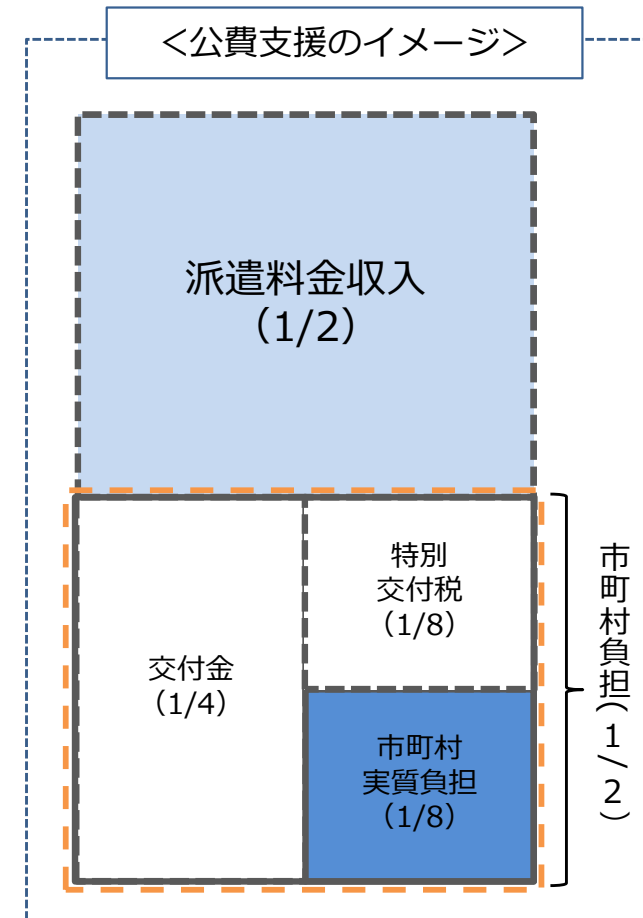
制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域、過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域など）
 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合
 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能
 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律〈令和2年6月4日施行〉

人口急減地域



＜公費支援のイメージ＞



【参考】 組合の認定状況

(1) 県内の認定状況

以下2つの特定地域づくり事業協同組合を認定

- ・ A Cにちなん事業協同組合（日南市）〈認定日：令和5年1月30日〉
- ・ 協同組合もろつかわーく（諸塚村）〈認定日：令和5年1月30日〉

(2) 全国の認定状況（令和5年6月30日時点）

- ・ 全国 89組合（35道府県92市町村）
- ・ 九州 24組合（佐賀県5組合、長崎県5組合、熊本県4組合、宮崎県2組合、鹿児島県7組合、沖縄県1組合）